

パラダイム転換と新しい会社支配論

——昭和61年、平成3年の所有状況——

三 戸 浩

1. はじめに

資本主義体制対社会主義体制の冷戦構造がソ連を初めとする東欧諸国の社会主義体制の崩壊にかわって、日米構造摩擦に代表されるような公正と効率性の問題や、そしてより重大であろう環境問題が国際的に、またバブル経済の崩壊や過労死という深刻な事態や公正さにもつながる働き過ぎ、労働時間の短縮、男女雇用均等法などが国内的に問題となってきた。これら諸問題はそれぞれ独自の要因を持ち、様々な角度、理論から分析されている。会社支配論（大企業の所有と支配の問題）は所有状況を手がかりに支配状況を分析し、大企業の性格、最終的には社会把握を試みるという方法・内容を持つ。換言すると、大企業に富と権力が集中している現代社会において、大企業の権力が誰の手にあるのか、誰のために行使されているのか、等をテーマとするものである。1932年の Berle & Means の “The Modern Corporation and Private Property” 以来、所有者支配か経営者支配かを直接的に、資本主義か否かを究極的に、論争を半生紀以上重ねてきたという歴史を持つ。そしてその決着は日本においても未だついてはいない。

本稿は、冒頭に挙げた諸問題の解明の理論たりうる会社支配論の論点を明らかにし、新しい会社支配論の展望のためのフレームワーク、視

点たるパラダイムを提示し、それに基づいて大企業の支配、性格、社会把握を試みたものである。会社支配論は所有分析を基にして行う性格上、過去多くの所有状況のデータが集められ分析されてきた。筆者もかつて昭和11, 31, 41, 51年のデータを提示し分析したことがある⁽¹⁾。だが、その後わが国大企業の所有状況についてのデータを集め分析したものがないようである。前回調査の10年後のデータとその5年後の平成3年度のデータを提示し分析することを前半で行い、後半で、日本での会社支配論の有力の諸説が前半に提示・分析した所有状況をどう理解し理論展開しているかを検討する。そして最後に、それら分析・検討による新しいパラダイムの提示とそれに基づく支配・企業・社会把握を述べることにしたい。

2. 平成3年度の所有状況

本調査は、拙著『日本大企業の所有構造』文真堂、1983の調査を継続したものである。

調査対象となった会社は、非金融のわが国上場会社であり、その中の資産額で上位200社を選んでいる⁽²⁾。資料は、有価証券報告書および『1991年度版企業系列総覧』東洋経済新報社、である。

2-1) dominant な所有者の状況

——平成3年——

表1 dominant な所有者の状況

	昭和11年	昭和31年	昭和41年	昭和51年	昭和61年	平成3年
同族	69	15	19	22	20	11
単一会社	51	10	25	24	34	39
複数会社	10	32	57	97	83	77
公機関、他	2	0	4	7	4	2
ナシ	68	143	95	50	59	71
合計	200	200	200	200	200	200

〔表1〕は dominant な所有者——持株比率10%以上——の推移を表にしたものである。

まず平成3年度の状況から見てみよう。

- ・同族が他を圧するような所有者になっているのは11社、わずか5.5%に過ぎない。
- ・親会社や提携会社により10%以上株式を所有されているのは39社、19.5%である。
- ・企業集団に属し、その同集団の会社が複数で株式を10%以上所有しているのは77社、38.5%である。
- ・どの株主、グループも持株比率が10%を超えていないもの、dominant な所有者ナシ、は71社、35.5%である。
- ・公機関、他が10%以上株式を所有しているものは2社、1.0%である。

平成3年度におけるわが国上位200社の状況は、

- i) “複数会社所有”と“dominant な所有者ナシ”という「経営者支配」の会社⁽²⁾は、あわせて148社、74.0%である。
- ii) 伝統的な所有者支配の形態である同族所有は、わずか11社、5.5%とネグリジブルな存在となっている。
- iii) 所有者支配の可能性がある単一会社所有は39社で、約2割を占めるが、その半数以上は所有者の影響力（支配力）は小さく、経営者支配とみなせよう。
- iv) 以上経営者支配が8～9割を占める、という結論づけられよう。

2-2) dominant な所有者の推移

前節において平成3年度ではおよそ9割弱まで経営者支配となっていることを見た。本節では、戦前の昭和11年から平成3年までの推移を見ていくことにしたい。

戦前から戦後へ

戦前、昭和11年の特色はなんと言っても、同族所有と単一会社所有の存在であり、合わせて120社、60%を占めていた。これに対し、大規模化→株式分散化による「経営者支配」= dominant な所有者ナシは68社、34.0%に過ぎなかった。

太平洋戦争をはさんだ昭和31年の状況は、昭和11年の全く逆であった。

	〔昭和11年〕	〔昭和31年〕
同族+単一	60.0%	12.5%
ナシ	34.0%	71.5%

昭和31年以降、大幅に減少した同族所有と単一会社所有は再び戦前の割合まで戻ることにはなかった。そして、戦後は複数会社所有と“dominant な所有者ナシ”の両者が支配的形態として続いてきた。

戦後の推移

戦後の変化を(i)同族所有、(ii)単一会社所有、(iii)複数会社所有およびナシ、の3点からみてみよう。

(i)同族所有支配となっている社数は昭和31年の15社、7.5%から昭和51年の22社、11.0%へと

微増する傾向であったが、昭和61年には一転して20社、10.0%へと微減。そして平成3年度では11社、5.5%へと半減した。これは、昭和31年の15社よりも少ない。

この同族所有の変化は二つの要因による。一つは同族の持株比率の減少であり、“支配的所有主体ナシ”や複数会社所有へ移った会社がそれである。その例としては、本田技研工業やソニーなどが挙げられる。だが、このケースは少数であり、同族所有の会社の増減は、その会社の成長の度合により上位200社に入ってくるか、落ちるかによるのである。

優れた創業者により急成長を遂げる、もしくは産業構造の変化により急成長を遂げることにより上位200社入りしてくるのである。例えば、昭和41年から51年にかけての熊谷組、戸田建設、殖産住宅相互などの建設会社、ダイエー、ニチイ、西友ストアーなどのスーパー（大規模小売業）がそれである。

すなわち、同族所有の変化は産業構造の変化によるものが主であり、産業構造の変化が小さいと、もしくは変化しても既存の大企業が多角化・脱本業化して対応すると、同族会社の新登場はなく、同族会社所有の割合は減少するのである。昭和51年から61年にかけて登場したのは大京などのマンション業界、富士通ファナックのような電子機器もしくはオフィス機器メーカーであり、これら業種は既存の大企業も参入したことが、同族所有会社の割合を微減させたのである。そして、平成3年に半減したのは、昭和61年からの5年間の日本経済が新しい産業の勃興による成長ではなくバブル経済と呼ばれるものによったからであろう。

(ii)単一会社所有の推移は増加傾向にある。昭和31年の10社、5.0%から平成3年の39社、19.5%へとおよそ4倍に増加している。

単一会社所有の会社はおよそ3タイプに大別できる。外資系子会社（昭和石油など）、日本企業による子会社（川鉄商事、東急不動産など）、そして提携会社（東芝、兼松江商など）

である。近年の増加は後の2つの増加によるものである。

(iii)複数会社所有と“dominantな所有者ナシ”は逆相関の関係にあると言えよう。昭和31年以降の両者の推移を見ると、

[複数]	16.0%	28.5	48.5	41.5	38.5
[ナシ]	71.5%	47.5	25.0	29.5	35.5

となっており、昭和51年までは「複数会社所有の急増——“ナシ”の激減」であったが、それ以後は逆転し、「複数会社所有の減少——“ナシ”の増大」と転じている。

このような変容をもたらしたのは、ひとえに「株式安定化工作」の結果であった。昭和30~40年代の「自由化政策」に対応することそして集団内の結束とを主たる目的として、旧財閥系企業を中心に各企業集団で株式の相互持ち合いを急速に進めた。三井物産、三菱商事や住友金属工業などは、昭和41年までに、また三菱重工業や三井造船なども昭和51年までに同集団内の株式の安定化を計ったのであった⁽²⁾。

戦後の経済改革により株式は広範に分散し、昭和31年には4分の3までの会社が“ナシ＝経営者支配”となったが、戦後30年の間に戦前と同程度以上に株式が集中されるに至ったのは（昭和11年の“ナシ”は34.0%、51年では25.0%）、企業集団を中心とする株式安定化工作のせいであった。

この“ナシ”から複数会社所有への流れが逆転し、昭和61年以後は複数会社所有から“ナシ”へと移った理由は次のような諸項によると考えられよう。

・昭和51年の段階で“ナシ”のままであった会社のうち19社までは電力・ガス、鉄道などの公益企業であり、また残る31社も新日鉄などのように独立企業が大部分であり、企業集団内の相互持ち合いはほぼ完了していた。

・後で分析するように、「安定株主工作」は必ずしも、企業集団だけで、また企業集団内だけ

で生じていたわけではない。

・商法改正により、銀行の持株比率が制限された。

その一方で、非金融会社の業績が思わしくない所が続出し、安定化のための株式の新規購入どころか、逆に保有株式の放出が続出した。

・企業集団に属する企業は古くから大企業化していて、新たに上位200社入りする企業は企業集団に属していない。

・外資自由化に対する恐怖が薄れた。

2-3) 筆頭・十大株主の構造

前節において dominant な所有者として、同族所有は減少、単一会社所有は増大してきていること、そして複数会社所有と“dominant な所有主体ナシ”が逆相関の関係にあることを見た。

「所有者支配から経営者支配へ」となっているが、「複数会社所有の増大から減少へと、

“ナシ”の減少から増大へ」という傾向は「経営者支配」にとってどういう意味を持つのかについて検討してみよう。

〔表2〕は筆頭株主及び十大株主の構成について見たものである。昭和51年、61年、平成3年にかけての変化を見てみよう。

・同族

前節の dominant な所有者においては、未だ5~10%を占めていた同族は、個人だけだと筆頭株主で13名(6.5%)→7名(3.5%)→6名(3.0%)、十大株主で76名(3.8%)→54名(2.7%)→32名(1.6%)でしかない。また、それに同族会社を加えても筆頭株主で21名(10.5%)→18名(9.0%)であり、十大株主で103名(5.2%)→59名(3.0%)でしかないのである。同族はもはや個人だけで dominant な所有者になり得ず、同族会社や財団に株式を持たせることによりその地位を保ち続けているに過ぎない。そして、その割合は年度を追うごと

表2 筆頭株主・十大株主の構成 (%)

	筆頭株主			十大株主		
	S.51	S.61	H.3	S.51	S.61	H.3
都市銀行	25.5	15.0	10.5	20.7	21.6	20.7
長期信用銀行	4.5	3.5	2.0	6.2	6.4	5.7
信用銀行	2.0	4.0	12.5	8.9	12.6	25.5
その他の銀行	0.5	0.0	0.0	1.1	3.0	1.4
[銀行, 計]	[32.5]	[22.5]	[25.0]	[36.9]	[43.5]	[53.2]
生命保険会社	28.5	35.0	34.5	24.3	24.6	23.3
損害保険会社	1.5	2.0	2.5	8.7	7.2	5.6
証券会社等	0.0	3.5	1.5	2.2	2.8	1.7
他金融機関	0.5	2.0	0.0	0.3	1.8	1.0
[金融機関, 計]	[63.0]	[65.0]	[63.5]	[72.4]	[79.8]	[84.8]
産業会社	26.0	22.0	24.5	20.2	11.2	10.7
公機関	2.0	2.5	2.0	0.8	0.4	0.5
持株会	1.5	0.0	0.5	2.7	3.4	1.0
他機関	0.0	0.0	0.5	0.1	0.2	0.2
同族会社	—	6.0	6.0	—	1.9	1.1
同族財団等	—	1.0	0.5	—	0.6	0.3
[機関, 計]	[93.5]	[96.5]	[97.5]	[96.2]	[97.3]	[98.4]
同族・個人	6.5	3.5	3.0	3.8	2.7	1.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(親会社・関連会社)	(11.0)	(18.0)	—	(4.0)	(3.3)	—
(同企業集団)	(58.5)	(44.0)	—	(36.0)	(29.5)	—

に低くなっていることがわかる。

・機関株主

筆頭株主でも十大株主でも90~95%を占める機関株主であるが、その機関株主を金融機関とそれ以外に分けてみると次のようになる。

	〔筆頭株主〕		
	S. 51	S. 61	H. 3
金融機関	126 (63.0%)	130 (65.0%)	127 (73.5%)
それ以外	61 (30.5%)	63 (31.5%)	68 (34.0%)
	〔十大株主〕		
	S. 51	S. 61	H. 3
金融機関	1,448 (72.4%)	1,595 (79.8%)	1,695 (84.8%)
それ以外	476 (23.8%)	351 (17.5%)	273 (13.6%)

筆頭株主においても十大株主においても、わが国の機関株主が圧倒的割合を占める。殊に十大株主ではその傾向が一層強く見られ70~80%を占めており、そしてその割合は年を追うごとに高まっている。

その金融機関の中でも、都市銀行、信託銀行、そして生命保険会社の3者がその大きな割合を占めている。この3者だけを抜き出してみた〔表3〕を見て頂きたい。

この3者で筆頭株主でも十大株主でも50数%から70%程度占めている。これは全金融機関の70~90%に当り、また全機関の60~70%を占め、機関株主とは親会社及び同団体の産業会社とこの3者であると言っても大過がないだろう。産

業会社の比率が減少傾向にあるのに比し、この3者はむしろ増加傾向にあるのである。

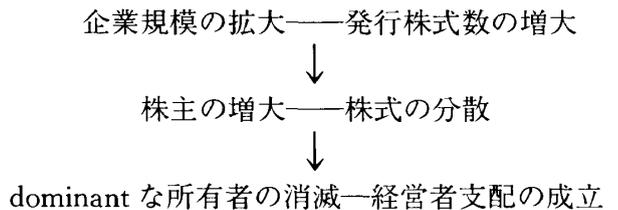
3. 少数の機関株主への株式集中

前節までで以下のことを確認してきた。

- ・同族所有は減少し5.5%に過ぎない。
- ・親会社や提携会社が dominant な所有者になっている数が増加。
- ・しかし、企業集団による複数会社所有か、株式が分散している“dominant な所有者ナシ”という「経営者支配」となっている企業が戦後一貫して70~80%を占めている。
- ・大株主は、全てと言ってよい程、機関株主であり、中でも都市銀行、信託銀行、生命保険会社の3者でおおよそ6割を占める。

簡単にまとめると以上ようになる。

かって Berle & Means はその著『近代株式会社と私有財産』(1932)において、



という有名なテーゼを打ち出した。このテーゼは Berle & Means の時点でアメリカ企業の44%、1963年の Larner で84.5%、その後の Kotz (1967~69), Metcalf (1978) でもおおよそ80%を経営者支配となるという調査結果が出て

表 3

	筆頭株主			十大株主		
	S.51	S.61	H.3	S.51	S.61	H.3
都市銀行	25.5	15.0	10.5	20.7	21.6	20.7
信託銀行	2.0	4.0	12.5	8.9	12.6	25.5
生命保険	28.5	35.0	34.5	24.3	24.6	23.3
3者計 (a)	56.0	54.0	57.5	53.9	58.8	69.5
金融機関計 (b)	63.0	65.0	63.5	72.4	79.8	84.8
機関計 (c)	93.5	96.5	97.5	96.2	97.3	98.4
(a)/(b)	88.9	83.1	90.6	74.4	73.7	82.0
(a)/(c)	59.9	56.0	59.0	56.0	60.4	70.6

いる。わが日本においても、Berle & Means のすぐ後に実施された増地調査、西野調査でもアメリカの数値を僅かに下回る程度で、同様に見出し得ている。ところが、戦後は昭和31年の時点でこそ、Larner 調査と大差ない数値が出ているものの、その後の日本大企業は機関株主により一旦分散化した株式が再び集中化されたのであった。この機関による dominant な所有者の増大という現象はアメリカに於ては決して見出だせないのである。

これまで多くの研究者はこの現象について「企業集団」もしくは「相互持合」を中心に解釈してきたのである。(その解釈については後で検討する。)

株式会社制度においては、大株主が支配者と

なるはずである。しかるに多くの研究者の結論は「経営者支配」であり、また筆者も同様の結論を出している。だが、機関株主の存在を「相互持合」の観点から解釈することは果たして妥当であろうか。本節では、日本大企業の大株主について少々踏みこんでみる。

〔表3〕は昭和51, 61, 平成3年の3ヶ年度の非金融会社200社の十大株主、計2,000名が誰かを調べ、何社の十大株主に顔を出しているか、その上位50名を表にしたものである。〔表4〕は〔表3〕をまとめたものである。

何よりも驚くことは、わずか50名(50社)により日本 top 200の企業の十大株主の70~80%を占められていることである。そしてわずか5名(5社)で約30%, 10名(10社)で50%弱を

表3 日本大企業の巨大株主上位50名

S.51	S.61	H.3	株主名	S.51	S.61	H.3	S.51	S.61	H.3	株主名	S.51	S.61	H.3
1位	1位	1位	日本生命	136	149	143	21	24	26	三井海上	24	21	20
18	8	2	住友信託銀行	34	56	131	34	29	27	太陽生命	14	18	16
10	5	3	三菱信託銀行	43	66	126	26	31	28	安田生命	19	16	15
5	6	4	三井信託銀行	60 Best 5	62 Best 5	100 Best 5	34	30	28	東京銀行	14 Best 30	17 Best 30	15 Best 30
2	2	5	第一生命	87 (21.6)	86 (22.5)	87 (29.4%)	—	45	28	中央信託銀行	— (63.8)	5 (66.0)	15 (77.6)
32	26	6	東洋信託銀行	15	20	85	25	26	31	住友海上	21	20	14
32 14	26 12	7	太神三井銀行	15 40	20 46	69	29	32	32	千代田生命	18	14	13
3	3	8	日本興業銀行	78	78	67	26	24	33	安田火災	19	21	12
6	7	9	住友生命	59 Best 10	57 Best 10	58 Best 10	17	11	34	日本火災	17	11	10
23	14	10	安田信託銀行	23 (35.0)	43 (36.5)	55 (46.1)	37	35	34	富国生命	12	10	10
4	4	11	第一勧業銀行	70	71	53	47	45	36	トヨタ自動車	6	5	7
10	9	12	住友銀行	43	54	50	41	41	36	日本債券銀行	9	6	7
10	13	13	三和銀行	43	45	49	19	21	38	日本証券金融	29	26	6
8	11	14	富士銀行	55	49	46	37	41	38	三菱商事	12 Best 40	6 Best 40	6 Best 40
8	10	15	朝日生命	55	51	42	39	38	38	三菱重工	10 (70.5)	8 (71.3)	6 (82.1)
15	17	16	三菱銀行	39	39	41	—	45	38	東邦生命	—	5	6
16	18	16	日本長期信用銀行	37	38	41	—	—	42	横浜銀行	—	—	5
13	14	18	明治生命	42	43	38	30	38	42	三井物産	17	8	5
7	16	19	東京海上	56 Best 20	42 Best 20	32 Best 20	41	45	42	同和火災	9	5	5
17	19	20	大和銀行	36 (53.5)	31 (55.5)	31 (67.2)	—	—	45	大同生命	—	—	4
21	20	20	東海銀行	24	29	31	—	37	45	千代田火災	—	8	4
—	33	22	日本証券決済	—	13	26	—	—	45	北海道拓殖銀行	—	—	4
20 —	23 35	23	協和埼玉銀行	27 —	22 10	24	42	41	45	住友商事	8	6	4
24	21	23	三井生命	22	26	24	39	49	45	新日本製金	10	4	4
—	41	25	農林中金	—	6	21	—	40	45	日産自動車	—	7	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	豊田自動織機	—	—	4
合計											1,480(74.1)	1,477(73.9)	1,687(84.6)

表4 表3の概要

	S.41	S.51	S.61	H.3
都市銀行	12行, 17.2%	11行, 20.3%	12行, 21.8%	11行, 20.7%
信託銀行	5行, 11.6%	5行, 8.8%	6行, 12.6%	6行, 25.6%
長期信用銀行	2行, 4.2%	3行, 6.2%	3行, 6.1%	3行, 5.8%
生命保険会社	13社, 20.4%	10社, 23.2%	11社, 23.8%	12社, 22.8%
損害保険会社	7社, 5.6%	6社, 7.3%	8社, 6.6%	7社, 4.9%
非金融会社	9社, 2.9%	13社, 6.5%	8社, 2.4%	8社, 2.0%
Best 5	18.7%	21.6%	22.5%	29.4%
〃 10	30.5	35.0	36.5	46.1
〃 20	47.8	53.5	55.5	67.2
〃 30	57.1	63.8	66.0	77.6
〃 40	62.6	70.5	71.3	82.1
〃 50	65.4	74.1	73.9	84.6
三井グループ	5社, 5.9%	5社, 8.2%	5社, 8.2%	5社, 10.9%
三菱グループ	6, 10.0	6, 10.1	6, 10.2	6社, 12.5
住友グループ	7, 8.5	6, 9.0	5, 9.7	5, 12.9
芙蓉グループ	4, 4.4	5, 6.2	5, 6.8	5社, 6.6

占めているのである(平成3年)。しかも、この集中化は年を追って増加している。1位の日本生命は4社に3社の割合で、4位の三井信託銀行で2社に1社の割合、10位の安田信託銀行で4社に1社の割合で十大株主に顔を出しているのである。もしこれら株主が支配意思を持つなら、日本生命、第一生命、住友生命の3社、興銀、DK、住友信託銀行、三菱・三井・東洋信託銀行⁽⁵⁾など、わずか10数社が集まり、協調して株主権を行使すればよいのである。だが、この驚くべき集中度を見て、その数値に目を見張っても、誰もそのようになってるとも、そうするだろうとも考えないのではなかろうか。小糸製作所—ピケンズ事件を日本人の多くは不思議に思わなかったであろうから。

これら機関株主全てが株式を被所有者側と相互に持ち合っているなら、所有(権)の相殺や相互信認という解釈も可能であろう。だが、上位を占めている中で、株式会社形態ではない生命保険会社はどう理解すればよいのか。長期信用銀行の3行の十大株主には生保が3、4名存在し、日債銀は全て生保と都銀である。多くの都市銀行の十大株主も生保が4~5名存在するのである。勿論、筆頭株主のほとんどは生命保険会社である⁽⁶⁾。生命保険会社が圧倒的所有者であるという事実を説明する必要があるのでは

る。勿論、わが国大企業の所有状況において、企業集団とそれを中心にしかつそれを越えた相互持合は無視できぬ(特異な)状況であるが、この2つと併せて生命保険会社の所有状況を統一的に解釈することが望まれるのである。

4. 財産パラダイムと制度パラダイム

「日本大企業の支配者は誰か」、前節までの所有状況の分析をもとに明らかにするのが本節のテーマである。これまでわが国の研究者たちはどう結論してきたか、その検討を行いながら、筆者の結論を述べることにしたい。とり上げる論者は、奥村宏、西山忠範、三戸公である⁽²⁾。以下、この順番に検討していこう。

4-1 奥村宏《法人資本主義論》

近年わが国のバブル経済を論ずる中で、急速に有名になってきたのが奥村宏教授の「法人資本主義論」である。奥村教授は早くから日本の企業集団に着目され、その分析を通じて日本企業・社会の「会社中心主義」を批判されてきた(例えば『法人資本主義の構造』、日本評論社、1975年や『企業集団時代の経営者』、日本経済新聞社、1978年。)

奥村教授の分析はこうである。「日本大企業は企業集団を代表・中心として、相互に株式を

持ち合っている。つまり相互所有である。相互所有することにより相互支配の状況が生まれる。その時、お互いの経営者は相互信認することにより、それぞれ自社を支配する。日本は(本来の)資本主義のように自然人が所有しているわけではなく、また、アメリカのように背後に自然人が存在する機関が所有するのでもない。法人が所有し、その代表たる経営者が、会社中心主義で支配する法人資本主義である。」

この「相互所有—相互支配—相互信認→経営者支配」という理論を検討してみよう。この理論の致命的欠陥は「なぜ相互所有しているのか」の説明にあらう。株式を相互に持ち合おうと決定したのは誰か。それは教授が指摘されているように、財閥解体等で(dominantな)所有者が存在しなくなったために支配者となった経営者のはずである。では、その経営者が支配者となれたのはなぜかと問えば、教授の用いる概念を使えば「代表」に答えが求められよう。教授は「相互所有」に基づき支配すると言われるが、経営者支配は「代表」によるものであり、相互所有は経営者支配成立後(昭和40年代を中心)に生じた現象である。奥村教授は他の説の批判として「法人が所有しているのになぜ支配していないというのか。では、なぜ所有しているのか。株式を所有する目的は2つ、投資か支配であり、つき合い証券などというものはない。」と言われる。だが、なぜ相互持ち合いが生じたかの分析として、教授は企業集団の結集・拡大、資本自由化対策としての株式安定工作を挙げられる。ここには、互いに支配しようという目的・意図は存在しない。タテの系列化とヨコの結合という2種の所有形態を挙げられ、企業集団や独立系大企業は後者「ヨコの結合」と言われるが、このヨコの結合は所有する方が相手を支配することではないから、「系列化」という支配を含む概念ではなく「結合」とわざわざ区別したのではないか。

つまり、経営者支配が成立した後、不安定な所有をそのままにしては自社、自分が支配

されるから相互信認できる相手と相互所有した、と解するべきであろう。「資本主義である限り所有していれば必ず支配」という前提のもとに自分の論理を組み上げ、他説を批判しているのである。

4-2 西山忠範<脱資本主義論>

奥村説<法人資本主義>に対し、日本は資本主義ではない、という結論を打ち出しているのが西山忠範教授である。

綿密な実証調査をもとに展開されている<脱資本主義>は次のような論理展開がなされている⁽⁸⁾。

「日本の資本主義は大ブルジョアと小ブルジョアは存在するが中ブルジョアは存在しなかった。故に、財閥解体等により大ブルジョアが追放された後、その地位を襲う中ブルジョアの不在が、プロレタリアートたる管理労働者=経営者が地位と占有により支配者となった。占有者たる経営者は所有を空洞化するために、相互に株を持ち合うことにより支配を相殺させたのである。(支配なき株式保有は所有の名に値せず、相互所有とは言えぬ。)資本家ならぬ経営者が占有により支配する社会は資本主義とは言えない。脱資本社会主義である。アメリカは未だに所有者により支配される「所有と経営の分離段階」であり、日本が最も進んでおり、資本主義社会も社会主義社会もそれぞれ進んで「脱〇〇」になるであろう。」

西山説の欠陥は支配の源泉に「占有」を持ってきていることである。「占有」とは何か。以下、『21世紀の日本の株式会社像』、東洋経済新報社、1985、の第8章を中心に検討する。

「客体を現実に保持 holding していることによる支配」と定義されているが、「客体を現実に保持」とはほかでもない「支配」のことではないのか。「現実に」とは一体いかなる意味か、「他に支配者はいないので」なのか、「所有や血縁、暴力等の他の支配源泉が当てはまらない」という内容なのか。また「保持」とは何か。

「所有」に似た語感を持つが、その定義が不明である。結局、占有概念は「支配による支配」というトートロジーである。

なぜこうなったのか、いま少し分析してみたい。西山教授は所有を「客体としての物または組織に対する「支配」を可能にする社会的な承認すなわちレギイマツィオンであり、支配の根拠の一つである。このような「承認」は客体の使用・収益・処分を含む一切の支配の正当性 legitimacy を意味する」と定義・説明されている。簡潔にまとめると「支配の正統性であり、支配の根拠の一つである」となる。この定義なら、なにも所有だけでなく教授が列挙されている血縁、地位、信仰、契約の定義にもなるのではないか。所有とは私有財産制というイデオロギー、それに基づく所有権をその内容とするのである。だからこそ、株式を一定量所有していれば支配者である（もしくはその可能性がある）という分析が可能なのである。教授の定義によれば、所有に基づいて支配しているのか、それとも他の血縁などで支配しているのか他から判別することは不可能となる。所有と占有の違いを「占有に基づく支配は所有にそれとは異なって正統性を前提とせず、逆に、占有という事実が正統性の前提となる」とされているが、「所有」概念がこれでは、所有による支配か否か判別不能であるから、占有による支配か否か判別できるはずもない。また、「客体を現実に保持」していれば「支配」している・できるのだから、「所有により占有している」という表現も可能になるのである。

占有概念が無内容、というのが極端なら不備があったと言おう。それは教授の支配の正統性（正当性と同義に用いる）に対する把握に由来する。支配の基礎として、所有・血縁・占有等が挙げられているが、支配の基礎（筆者はこれを源泉と呼ぶ）に正統性がなかったら、その支配は安定せず、また持続しないことをあらためて指摘しなくてもよいはずだ。支配の基礎・源泉と支配の正統性は違う。所有者支配は「所

有」という正統性を有するが、占有による支配は前提となる正統性がないのである。M. Weber も P. F. Druclcer も正統性なき権力は危険であり、また持続化しない、と言明している。教授の挙げた占有者たちの例は、借家人、質権者、横領者、盗人であることから明らかである。大ブルジョア（所有者）の没落により、支配者の地位についての経営者の支配の正統性を占有していることに求めることは、説得的でもなければ、現実妥当性もないだろう。

整理してみよう。所有者支配にとってかわった経営者支配を理解するには所有にかわる支配の正統性を求めねばならない。支配している、という現実に支配の正統性を求める占有概念は、他の正統性を持つ支配者が存在しない、ということ以上のことを意味せず、正当性を有しはしないのである。だから占有は支配とトートロジーにならざるを得ないのである。

経営者支配が、所有という正統性を有する支配者＝所有者の支配にとってかわったもので、新たな正統性を附与しなかった欠陥は、社会把握に表われ、現われる。脱資本主義とはいかなる社会か、資本主義ではない社会という以上の積極的把握ではない。資本家が支配していない社会、所有が支配の源泉となっていない社会という内容しか持たない。支配の正統性は、近代社会、資本主義社会が私有財産制という原理を持っていたように、経営者支配となっている現代社会の原理でなければならないはずである。支配の正統性＝社会原理なのだから、非所有を意味とし、支配の基礎に正統性を持たせない占有による支配という把握では、いかなる原理・イデオロギーを有する社会かを明らかにし得ないのである。逆に言うと、社会原理・イデオロギーが明らかにならない経営者支配論は無内容とまで言えなくとも、説得性に欠けるのである。

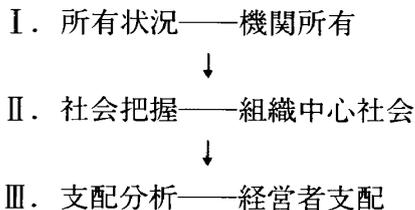
4-3 三戸公<財産の終焉説>

『財産の終焉』という著書のタイトルからもうかがえるように、支配の正統性は財産＝所有

ではなくなり地位と能力に代わった。この社会がもはや資本主義か否かではとらえられない、という説を打ち出している《財産の終焉》を見ていこう⁽⁹⁾。

「これまでの社会把握、そして未来展望は「悪しき」資本主義から「善き」社会主義であった。だが、このような把把・展望を持ち続けることはできなくなった。日本大企業の所有状況は個人株主の姿は希となり、機関株主によって圧倒的に所有されるに至っている。この個人所有の縮小・分散——機関所有の拡大・集中を基礎に考えていくとどうなるか。社会主義社会も国家という機関により所有されている、と把握すれば現代の資本主義社会と全く同じ機関所有と理解できよう。「私的所有——社会的所有」に代えて「個人所有——機関所有」を新しいパラダイムとした時、「資本主義社会——社会主義社会」から「財産中心社会——組織中心社会」と把握することができる。組織中心社会は企業が社会制度となり、制度上の目的を達成させることにより利潤を獲得し、その利潤でもって自他の制度の維持を計ることが要請されるようになる。その機能を果たすことこそが、経営能力により経営者の地位についての経営者の責任であり、それこそが支配の正当性である。」

この理論展開は明らかに伝統的な会社支配論や前二説のそれとは異なっている。図示すると、次のようになる。



これまでは、I→III→II→であり、実は『財産の終焉』の叙述・構成もそうなっているのである。しかし、Iの所有状況からIIIの支配分析へつなげるならば、奥村説のように所有=支配とする以外にはないのである。当然であって、

所有だけを手がかりに支配を分析しようとする限り、dominantな所有者の存否が所有者支配——経営者支配を分けるしかなく、それが分析手法であり、だからこそ「大企業の所有と支配」論と呼ばれてきたのである。にも関わらず、機関というdominantな株主が存在する状況を経営者支配を結論するには、西山説のように相互持ち合いは所有ではない、とするか、三戸公説のように他の正当性を有する支配の源泉を持つてくる以外ないのである。三戸公説は「機関所有」という概念を用いているが、この「所有」は支配を意味しないことにおいて前の二説と決定的に異なるのである。問題は前の二説と異なることではない。現代大企業において個人所有もあれば機関所有もあると把握し、共にその所有は支配を意味しない、というなら整合性はある。だが、「個人所有から機関所有へ」と言う時、また「私的所有——社会的所有から個人所有——機関所有へ」と言う時、それぞれ前者、個人所有、私的——社会的所有には支配が内包されるのに対し、後者は支配を意味しないのである。同じコンテキストで同じ用語を使うならば異なる概念であってはならないのである。

この概念の混乱は訂正すればそれで終わりという問題ではなく、理論の随所にある破綻につながっているのである。それを列挙すると次の通りである。

- ・所有対象に地位・能力・労働力が含まれている。資本や土地は所有者主体の外部に客体が存在するが、能力や労働力は人間のウチに存在する。一諸に「所有」概念でくくれるのか、また地位は所有の対象とはなり得るのか。

- ・「所有者たる機関は支配的な力をふるおうと思えばふるえる」と述べるが、支配の源泉の変容と矛盾する。

- ・「アメリカやヨーロッパも機関所有化している」と述べているが、日本のように集中化していない。株式が分散している状況なら、Berle & Means 以来の分析で十分である「機関所有」により日本もアメリカもソ連も同じとするが、

集中度が極端に違い、「機関所有の拡大・集中」という概念が不明確である。

・「個人所有から機関所有へ」変化してきたと把握し、それを「財産中心から組織中心へ」と理解するなら、ヨーロッパ→アメリカ→日本→ソ連という順序に「進歩」していることになる⁽¹⁰⁾。

・「機関所有のもとにおいては機関は人間ではないので所有者ならざる人間が支配者とならざるをえず、その所有者ならざる支配者が経営者」と述べているが、その経営者を「意志決定機関＝器官」としている。機関は人間ではなかったはずである。

・「機関所有」の機関は所有の主体であり、その機関の支配者たる経営者も機関であるとする。支配者は所有主体の機関の経営者か、それとも非所有者の機関の経営者か。論理は前者から後者に移り変わってしまい、後者を結論としている。

・「パラダイム転換」のパラダイムとは何か。『財産の終焉』の中には「私的所有——社会的
所有パラダイムにかわって個人所有——機関所有パラダイム」と捉えることにより「資本主義から社会主義へという社会把握・未来展望にかわって財産中心社会から組織中心社会へという社会把握・未来展望が得られる」とあるが、(i)組織（中心）社会という把握が先にあったからこそ日本もソ連も同じ機関所有という把握が可能になったのではないか。すなわち、社会把握の方がパラダイムではないのか。だからこそ機関所有ではその所有者が支配者ではない、という認識となったのであろう。何よりも、財産中心社会でない社会を把握するパラダイムに「所有」なる言葉が入り得るのであろうか。

・「資本主義から社会主義へ」は現在から未来への把握であった。だが「財産中心社会から組織中心社会へ」は過去から現在へであり、両者の関係は平行ではない。パラダイム転換で、歴史段階の捉える範囲が変わってもよいのだろうか。社会主義にかわる未来展望を求めている

はずなのに、組織中心社会はその展望とはならない。そのことが十分認識されていないからこそ、「個人中心でなければならない」という提示がなされる。このような言明がなされるのは組織中心社会の組織の概念が対「財産」と対「個人」の二重性を有しながら峻別されていない所から生じているのである。

以上『財産の終焉』の論理上及び概念上の破綻を述べてきた。結論すれば次のようになる。

(i)パラダイム転換のパラダイムを「機関所有」に求めたこと。

(ii)最初に「財産の終焉」という認識（結論）があったから「機関所有」も「経営者支配」も「日本もソ連も同じ」も生まれてきたはずなのに、パラダイム転換を「機関所有」に求めたために、「機関」、「所有」などという重要な概念に矛盾が生じた。

このようにまとめられよう。

4-4 三説の共通性

以上の三説の検討を通じて明らかになったことを述べたい。

(i)機関、法人と用語の違いはあれども、全て人間ではなく大企業が中心的所有者（株主）になっている、と把握している。

(ii)株式の相互持ち合いを問題とすると、奥村説、西山説のように日米の違いが結論として出てくる。

(iii)三説とも経営者であるとし、その支配の源泉に代表、占有と地位、地位と能力というように、経営者の「地位」に求めている。

(iv)所有（概念）から理論を展開する限り、矛盾が生じる。このことは「資本主義」を問題とする限り必然的結果である。

奥村説で「所有に基づく支配の社会たる資本主義」と把握することの無理が明らかになり、西山説で「資本主義ではない」とするなら経営者支配の正当性（源泉）を求めねばならないことが明らかになった。そして三戸公説で支配の

源泉を求めるには、所有にとってかわるもの（それは地位であろう）を引き出す新しいパラダイムが求められることが明らかになった。以下、新しいパラダイムを提示し、所有と支配、現代社会把握の問題を提起することにしたい。

会社支配論（大企業の所有と支配の問題）は、A. A. Berle, Jr. が問題としたように巨大化した企業が富と権力を集中させていることから、その権力が誰の手に、何により、どのように振るわれているかを明らかにするものである。すなわち

- (i) 所有状況；主体，集中——分散等
- (ii) 支配分析；主体，支配の源泉・正当性
- (iii) 企業の性格
- (iv) 社会把握

の4点を4段階の順に解き明かしていくものである。だが、Berle & Means やその後継者のように所有の集中——分散だけで支配分析が可能な状態ではないのが、現代日本の大企業の機関による相互持ち合い（安定株主）なのである。前に検討してきたように、(i)の所有分析から直ちに(ii)以後に展開できず、最初に支配の源泉・正当性を所有以外に求めるパラダイム転換が最初に必要なのである。

企業権力が問題であるなら、企業をどう理解するかから始めねばなるまい。現代大企業の大多数を占る株式会社制度は、個人の私有財産として捉えられ、個人の自由としてその財産＝株式会社を支配することが正当化されていた。すなわち「企業＝財産」であった。だが、大企業を所有することにより支配したり、特定個人が

自分のために企業を支配することを現代日本では是認しなくなっているのである。企業＝公器説や乗っ取り罪悪論はそのあらわれと言えよう。アイアコッカのように労働者の大量解雇の一方で自分は高額収入を得るのは肯定されていなかったのである。財産であるなら所有し、自分のために支配しても全く正当である。支配を財産の使用・収益・処分と捉えるなら、自分の一族を何人役員にしようと、利益を投資に回さず全額を書画骨董に使おうが、企業を売ろうが、解散しようが全くの自由のはずである。だが、日本大企業、経営者はそうしないし、しないことが正しいとされているのである。日本大企業を（所有者の）「財産」と見なすことはできないのである。経営者は（支配者でありながら）自分の利益のためではなく、消費者、従業員、地域住民等社会全体のために経営することが要請されているとするなら、それは「(社会的)制度」の名がふさわしいと考えられる。(大)企業が「私的致富手段から社会制度に変容した」ことを前提として会社支配論を新たに展開するには、パラダイムを「財産から制度へ」と転換させることとなろう。第5表が新旧パラダイムによる会社支配論である。

・財産パラダイムに立つと、所有主体が問題となり、個人所有か機関所有か、私的所有か社会的所有かという把握となる。だが、新パラダイムに立つなら、所有は支配の源泉とはならないので、個人株主——機関株主という把握となる。

・支配形態として、旧パラダイムでは所有者支配か経営者支配かという把握であったが、新パ

表5 新一旧パラダイムの対比

	[旧]	[新]
パラダイム	財産	制度
株式の所有	個人所有-機関所有 私的所有-社会的所有	個人株主-機関株主
権力形態	所有者支配-経営支配	支配-管理 (top management)
権力内容	財産の使用・収益・処分	制度の戦略の策定
権力源泉	所有	管理 (地位)
企業把握	私的致富手段 (株式会社, 私企業-公企業)	社会的制度
社会把握	資本主義-社会主義	市場中心社会-組織中心社会

ラダイムでは、企業は財産ではないので支配の対象とならない。制度であるなら、支配にかわって管理となるのである。支配は財産の使用・収益・処分を旧パラダイムではその内容としていたが、新パラダイムでは企業は制度であるから、(支配者のための) 収益と処分は内容からはずれ財産の使用だけが残る。だが、企業は財産ではなく制度としてとらえるなら「財産の使用」は不適切であり、「(制度の) 戦略の策定」というのが、権力の内容となるであろう。そして、権力の源泉は所有から管理となる。管理とはその職能を果たす地位とその地位につく要因の2つをその内容とする。その要因には、能力、業績、株式保有、血縁など複数存在するが、現代日本大企業においては、lower, middle, そして top management へと昇進していくための能力(業績)こそが決定的になってきている。そして、権力の正当性は社会制度として適切に権力を行使することに求められるであろう。故に、旧パラダイムで問題とされた所有者支配か経営者支配かを問うなら経営者支配と答えることになるが、新パラダイムでは企業は所有の対象ではなくると同時に支配の対象でもなくなるので経営者支配とは把握しない。かわって、権力の主体が所有者=支配者から管理者(top management)となる。このことは、権力が個人に帰属し、人格的行為であったものが、制度(企業)に帰属し、top management は非人格的行動となることを意味するのである。

企業把握は、旧パラダイムでは私的致富手段であり、形態として株式会社とか、私企業——公企業などと把握されていたが、新パラダイムでは社会全体の機能(維持・発展)のための(社会的)制度となる。

最後の社会把握はどうか。旧パラダイムでは資本主義——社会主義ととらえられ、そのバリエーションとして法人資本主義や脱資本主義があった。新パラダイムは、社会と個人がどこで結合されるのかを表わす、市場中心社会——組織中心社会と捉えるのである。

新—旧パラダイムによる会社支配論の対比を行った。最後に財産パラダイムから制度パラダイムへと転換する必要性を述べてみることにしよう。

何故、三公社、国鉄・電々・専売が民営化されたのか。私企業に担わせ、私的致富手段の対象にすることはできぬ公的産業だと考えられたから公社形態が採られた。だが、公社は独占であり、市場における競争原理を持たぬために効率性の悪さが露呈し問題視されてきた。効率性の悪さは本来の理念、公共性をも疎外すると認識されるに至ったため、分割・民営化の道を辿ったのである。当初否定していた私企業性と市場原理が後になり肯定されるに至ったのである。これは、私的所有—社会的所有を公共=公正ととらえていたのが、大企業が制度となることにより公共性を持つに至ってきたこと。そして、効率性による競争がない限り、社会的制度としての資格を失い、公共性をも損なうと認識されるようになったからである。

ソ連を始めとして社会主義体制が次々に棄てられてきた。社会主義と資本主義は2つのメルクマールで分けることができよう。

	財産の所有	財の分配・調整
資本主義	私的所有	市場における競争
社会主義	社会的所有	国家による計画

私的所有を認めると資本家は労働者を搾取し、公正さを欠く。また市場にまかせておくと、無駄な競争や資本家の浪費により全体の効率性を損なう。だから社会主義という公正さに立脚した国家による計画の方が効率性も高くなる、というイデオロギーだったと理解できる。だが、三公社が解体されたと同じ理由で社会主義も崩壊した。効率性が低ければその社会は豊かになれないのである。公正が効率(発展)を、から効率のための公正、というように認識されてきたと理解できよう。資本主義——社会主義は、資本主義から社会主義へではなく、近代の2つ

の方法だったと理解するべきではなかろうか。

以上のように理解したとき、現代日本社会が抱える問題の意味も明らかになろう。日米構造摩擦と呼ばれる内容として市場の解放、fairness 公正さを要求されるのは、自由な競争こそが公正さであるとするアメリカと、いかに組織の効率を高めるか、すなわち人的資源をいかに活用するかや消費者の needs に合致する製品を効率的に製造するかの日本との対比、こそが貿易不均衡の原因であることが浮かび上がる。

だが、確かに組織の効率性は日本の方が高いかもしれないが、単身赴任・過労死の問題や、女性・身障者の雇用における日米企業の差、ボランティアやフィランソロフィに対する姿勢の差が他方では存在するのである。この効率性と公正さの差異は、日米両国の企業と社会のあり方の差異より生じる。アメリカ企業と日本大企業の差異は、アメリカ大企業が特定個人の私的致富手段という性格からは解放されてはいるが、企業関係者の致富手段としての性格は残している。しかも企業関係者間の力関係は対等ではなく、財産所有者（株主）の利益が優先され、その利益を優先し、優遇する手腕により経営者が評価されており、また経営者も stock option 制度などを利用することにより自己の利益を増やそうとしているのである。これに対し日本大企業はより制度化しており、機関株主のために利益を分配する必要もなく、経営者も従業員の lay-off より経営者の収入を減らす方法を探り、その収入も新入社員の十数倍に過ぎないのである。日本大企業は特定個人の私的致富手段＝支配から解放されているだけではなく、いかなる個人の手段でもない（制度となっている）。大企業が諸個人の手段であるアメリカ大企業であるのに対し、日本大企業は、企業が自立しているのである⁽¹¹⁾。

古典的資本主義社会；特定個人の手段

↓

アメリカ大企業；利害関係を持つ諸個人の手段

↓（経営者の自立）

日本大企業；社会的制度

（企業の自立）

このように、アメリカ大企業は財産的性格を色濃く残しているのに対し、日本大企業はその性格が変容している。にも関わらず、同じ資本主義であると自己規定し、同じ株式会社制度である限り、小糸製作所—ピケンズ事件のみならず様々なコンフリクトが生じるのは当然であろう。

では、日米両国の社会はどこが異なるのか。共に資本主義体制を採る限り、市場による競争は変わらない。ただ日本の方が効率性を市場だけに求めず組織の効率性を重視している所が異なるのであり、市場と組織のバランス・ウェイトの相違である。しかし、かつてはアメリカ大企業こそ組織の効率性を追求し、効率性が高く、日本はお手本としたのであった。市場と組織、効率性は決定的違いではない。違いは個人と組織（企業）の関わり方にある。すなわち公正さの側面である。近年日本では「企業・社会だけ富め、個人は豊かになっていない」と言われている。アメリカ社会では企業は個人のため（手段）であるから、企業は豊かだが個人は豊かにならない、という現象もしくは認識は起こらないであろう。企業は何のため、誰のためにあるのか。企業が得た利益はどのように分配すればよいのか。企業の発展に第一に振り向けられていてよいのか。そして、企業という社会の一つの制度にしか過ぎないものに、家庭や地域が犠牲になってもよいのか、政治が企業の立場ばかり重視してよいのか、という問題はまさに日本社会独自の問題であろう。

私有財産権は個人の自由として保証されたものであった。大企業が財産から制度に変容した時、同時に個人の手からも離れてしまった。特

定個人の私有致富手段であるよりも、社会的制度として社会全体の利益のための存在であることは、日本人の大多数が賛同するであろう。だが、企業は P. F. Drucker の言うような代表的・決定的制度であり、大企業が機能しなければ社会は機能しない、というのは正しい認識であろうか。代表であり重要ではあっても決して唯一の制度ではないはずである。家庭や地域が人間の生きる基本的場であり、それを犠牲にして企業だけが機能（発展）しても、その社会は健全ではないのである。社会を構成する諸個人の豊かさにつながるものが、社会的制度たる由縁であろう。日本はアメリカと比較すると進歩しているようにも見える。だが、個人と切り離された制度であるなら、それを進歩と呼べるであろうか。また、大企業が社会の維持・発展のためにある機能を遂行するための存在、社会的制度であるなら、企業がその目的・機能のため以外に株式や土地を所有することは許されないはずである。企業が財産であるなら株式も土地もいかなる目的であろうと自由に所有できるであろう。だが、日本大企業は所有し支配する対象たる財産ではなくなっているのである。

財産パラダイムではなく制度パラダイムで見の方が日本大企業の把握は有効であることを論じてきた。だが、会社権力に関しては、日本大企業は制度となっているにしても、その他の諸側面は制度にふさわしい実態を持ってはいない。大企業は私的致富手段から社会的制度へ、なのだろうか。それとも私的致富手段か社会的制度なのだろうか。市場中心社会から組織中心社会へと把握できても、未だ市場は残っている。市場はどうなっていくのであろうか。市場の持つ競争原理＝自由と効率性を組織は100%肩代りできるとは思えない。組織中心の中で個人の自由をどう確保されるのか、家庭、地域はどう守っていけばよいのか。そして人間ならざる組織（制度）が中心になったとき、生態系を超え企業活動が行われ、環境破壊が生じてきた。どのように地域生態系に組み込まれた人間と企業活

動をつなげていくのか。残された問題は山積している。だが、これら諸問題は「大企業の所有と支配」の範囲内にはない。大企業が私的致富手段から社会的制度に変容し、市場中心社会から組織中心社会に変容してきた。その変容を所有構造の側面から権力問題として把握しようとして誕生した「大企業の所有と支配」論であったが、財産パラダイムを捨て制度パラダイムに立つことを我々に教えることにより、その使命を果たし終えたと言えることができるかもしれない。その意味では、「財産の終焉」は「社会主義の終焉」ではなく「大企業の所有と支配」論の終焉であり、会社権力の問題は新しい視点、方位で展開される必要があるであろう。

本稿で用いた平成3年度のデータの製作と理論構築に当たっては、筆者のゼミ生諸君の協力の賜物である。特に田中隆弘君はデータ製作上多大の尽力をしてくれた。田中君とゼミ生諸君に心から感謝している。

また、データ作製等に当たり、私の共同研究者である九州産業大学の池ノ内秀己助教授により平成3年度九州産業大学経営学部研究強化プロジェクトの研究助成金の援助があった。厚く御礼申し上げたい。

注

- (1) 『日本大企業の所有構造』、文真堂、1983年。
- (2) 調査対象の選定基準や社数など、調査手法に関しては注（1）に準じている。
- (3) “複数会社所有”も“dominantな所有者ナシ”と同様に「経営者支配」とすることについても注（1）を参照されたい。
- (4) 株主安定化工作に関しては奥村宏『法人資本主義の構造』、日本評論社、1975年、に詳しい。
- (5) 信託銀行の急速な増大については、都市銀行のBIS規制、バブル経済が関与していると考えられるが、本稿の目的とは直結しないので割愛した。
- (6) 金融機関の所有状況については注（1）を

参照されたい。

- (7) 本稿でとり上げた理論は、数値データを元に支配——企業——社会把握と展開しているものである。それは諸理論のサーベイ・検討そのものをテーマとしていないからである。
- (8) 西山忠範『現代企業の支配構造』，有斐閣，1975年。
同 『支配構造論』，文眞堂，1980年。
- (9) 三戸 公『財産の終焉』，文眞堂，1982年。
- 三戸 公『現代の学としての経営学』，講談社学術文庫，1980年。
- (10) 日・米・ソの対比に関しては拙稿「株式会社革命論の展開」，オイコノミカ，24巻3・4号を参照されたい。
- (11) 日米企業及び経営者についての対比は降旗式彦編著『日本的経営とグローバリゼーション』，白桃書房，1992年，の第1章，拙稿「新しい企業像を求めて」を参照されたい。

[みと ひろし 横浜国立大学経営学部助教授]